

業務連絡

2022年4月1日
JR 東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No. 2 1

2022年4月1日、新大阪日之出会議室において《「申」第23号「淀川労働基準監督署からの指導による『規程類等の訂正』」に関する申し入れ》

について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

2月2日、東海労組合員に淀川労働基準監督署より「『規程類等の訂正』労働時間内で行うよう」JR 東海会社に対して指導した旨の連絡がありました。

今回の指導に対してどの様な対応がなされたのか、会社として労働組合に明らかにすべきであると考えます。よって下記の通りの申し入れをしました。それに対する会社回答です。

記

1. 今回、会社が、淀川労働基準監督署から指導された内容を具体的に明らかにすること。

【会社回答】

会社と労基署とのやり取りを組合に明らかにする考えはない。

2. 今回、会社は、淀川労働基準監督署からの指導をどの様に受け止めているのか見解を明らかにすること。

【会社回答】

1 項目目と同回答

会社と労基署とのやり取りを組合に明らかにする考えはない。

3. 2月の定例訓練で、「運用課からの伝達事項」として規程類等の訂正を待機時間及び便乗時間とするよう訓練担当の管理者が周知している。このことは今回の淀川労働基準監督署からの指導に対する会社の対策か明らかにすること。

【会社回答】

会社として必要な伝達事項の周知を行ったものである。

4. 3項目目の「待機時間」と訓練担当の管理者が説明しているが、乗務員勤務において「待機時間」とはどの部分なのか明らかにすること。

【会社回答】

訓練で説明した通り乗務員勤務においては、労働時間内のうち、決められた作業が終わると所定労働時間における余り時間が発生する。例としては到着点呼後から労働時間外の時間や、乗務前準備終了後から乗務点呼までの時間等が該当する。労働時間内のうち、こうした指示された業務がない時間を「待機時間」と説明した。

5. 会社は、今回の淀川労働基準監督署からの指導を厳粛に受け止め、規程類等の訂正は、全て労働時間で行うわせること。

【会社回答】

訓練で説明した通り、原則として労働時間の中で行うようにされたい。

6. 規程類等の訂正が、労働時間内で出来ない場合は、超過勤務手当を支給し未払は行わないこと。

【会社回答】

所定労働時間の範囲で十分対応可能であるが、何か特別な事情があり、実施が難しい場合は、管理者の指示を仰ぐこと。

7. 規程類等の訂正は、定例訓練内で実施し、訂正箇所は管理者が丁寧に説明すること。

【会社回答】

訓練で説明した通り、規程類の訂正は、所定労働時間内で訂正作業を終えることができるよう十分な期間を設けている。

従って、全ての訂正作業を訓練時間の中で実施する考えはない。

以上

【若干のやり取り】

(組合) 1項目目と2項目目の回答で、「労基署とのやり取りを明らかにする考えはない」と回答しているが、会社に都合が悪いから明らかにしないということか？

(会社) 守秘義務があるからできない。

「待機時間」など乗務員勤務の労働時間区分にはない！！

勝手に取って付けたような時間を会社は言っている！！

(組合) 4項目目と5項目目の回答で、訓練で説明したとしているが、実際にはパワーポイントで掲出したが、私が「待機時間とはどの時間か？」との質問に担当の指導助役は「今日はそのことには触れないで下さい」と説明なしに、スルーした。

労働時間の区分は、動力車乗務員勤務制度が平成8年に改定され、乗務時間、便乗時間、準備報告時間、折り返し時間、付加時間、訓練時間の6つしか労働区分はない。そこに待機時間とは後付けして勝手に取って付けたような時間でそのような時間はない。

(会社) 待機時間とは積み重ねた時間、色々ある時間を活用した時間で、昔は手待ち時間と言っていた。

(組合) そのような時間はない。(乗務員の労働時間の区分の中には) そもそも規定は安全の根幹である。運転安全規範の目的は何か？

(会社) 10年前のことで覚えていない。

(組合) この規範は鉄道の運転の業務に従事する者が常に服ようすべき、運転の安全に関する規範を定め、その安全確保の理念を確立し、もって輸送の使命を達成することを目的としている。

一般準則として、規程(規定)の携帯、理解、遵守がある。

それだけ、規定は重みがあり、厳正なもので、つぎはぎの時間で訂正するようなものではない。規定に対する軽視の姿勢だ。

5項目目の原則として労働時間の中で行うようにとしているが、実際、会社が言うような到着後の時間でやった場合、確実に労働外時間に入ってしまう。

(会社) 別にそれを止めません。

(組合) だからそれが問題で労基署から労働時間でやりなさいと指導されている。

6項目目で、7月6日に申し入れた特別な事情で自己の時間で規程の訂正を余儀なくされた前田さんの件で、現場管理者は超勤を認めなかった。今後管理者に相談したら超勤扱いにするのか？

(会社) ケースバイケースだ。原則として所定の労働時間内でやってもらうが、勝手にやって後で申告ではダメだ。

規程類の訂正は訓練内で実施するべきであることを強く主張！！

(組合) 6項目目で、やはり規程の訂正は先にも述べた通り、安全の根幹であり、大変重要だから訓練内で内容的にも管理者が具体的に説明してやるべきである。

(会社) 訓練を充実させたいことはわかる。

(組合) 訓練時間内に規程類の訂正を実施すればこの種の問題は発生しない。

(会社) ご主張としてはわかった。

以上